

川崎市
建築行政マネジメント計画
2020～2024



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

令和2年7月

川崎市まちづくり局

— 目 次 —

1	建築行政マネジメント計画とは	1
2	建築行政マネジメント計画の施策	2
	施策1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	3
	(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	
	(2) 中間・完了検査の徹底と適正な工事監理の実施	
	(3) 仮使用認定制度の適確な運用	
	(4) 建築確認申請等の電子化の推進	
	施策2 指定確認検査機関への指導・監督の徹底	8
	施策3 違反建築物への対策等の徹底	9
	施策4 建築物等の適切な維持管理を通じた安全性の確保	10
	(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保	
	(2) 民間建築物の耐震化等の促進	
	(3) 民間建築物のアスベスト対策の推進	
	(4) 既存ストックの安全性の向上と有効活用	
	施策5 事故・災害発生時の迅速な対応の推進	14
	(1) 事故対応	
	(2) 災害対応	
	施策6 執行業務体制の整備	16
	(1) 内部組織の執行体制	
	(2) 関係機関等との連携体制の強化	
	(3) データベースの整備・活用	

1 建築行政マネジメント計画とは

◆マネジメント計画の位置付け

川崎市では、建築行政における円滑かつ適確な業務の執行を推進するため、平成 22 年に制定された「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）」（平成 22 年 5 月 17 日付国住指第 655 号）に基づき、平成 25 年 3 月に「川崎市建築行政マネジメント計画」（以下「マネジメント計画」という。）を策定、「建築行政マネジメント計画策定指針の改訂について（技術的助言）」（平成 27 年 2 月 20 日付国住指第 4428 号）に基づき、平成 27 年 7 月に実施期間を 5 年間とする「川崎市建築行政マネジメント計画 2015～2019」として改定し、建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保や、違反建築物等への対策の徹底などの建築物の安全・安心の確保等に取り組んできました。

この間、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）、建築士法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 93 号）など、社会情勢の変化等に対応した制度の見直しが行われていきます。

また、近年、本市でも簡易宿所における火災事故で多数の人的被害が発生したことや、全国的には防火避難規定に適合していない建築物が多数発覚するなど、想定されていなかった問題等も発生しており、建築行政における新たな対応等が求められています。

このような状況の変化や、令和 2 年に示された「建築行政マネジメント計画策定指針の改訂について（技術的助言）」（令和 2 年 2 月 5 日国住指第 3643 号）を踏まえ、マネジメント計画の改定を行うこととしました。

これにより、引き続き、円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性を確保するための取り組みを進め、効率的・効果的な建築行政を推進していきます。

◆マネジメント計画の実施期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

◆マネジメント計画の公表、見直し等

策定したマネジメント計画は、ホームページ等で公表することとします。

また、目標達成状況について、検証するとともに、本市上位計画の改定との整合や、目標達成状況を踏まえ、必要に応じた見直しを行い、マネジメント計画の継続的な改善を図ります。

2 建築行政マネジメント計画の施策

建築行政マネジメント計画の施策体系

施策1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

- (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底
- (2) 中間・完了検査の徹底と適正な工事監理の実施
- (3) 仮使用認定制度の適確な運用
- (4) 建築確認申請等の電子化の推進

施策2 指定確認検査機関への指導・監督の徹底

施策3 違反建築物への対策等の徹底

施策4 建築物等の適切な維持管理を通じた安全性の確保

- (1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保
- (2) 民間建築物の耐震化等の促進
- (3) 民間建築物のアスベスト対策の推進
- (4) 既存ストックの安全性の向上と有効活用

施策5 事故・災害発生時の迅速な対応の推進

- (1) 事故対応
- (2) 災害対応

施策6 執行業務体制の整備

- (1) 内部組織の執行体制
- (2) 関係機関等との連携体制の強化
- (3) データベースの整備・活用

(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

目標

建築物などの確認審査を、迅速かつ適確に実施します。

ア 現状と課題

- ・マネジメント計画に基づき、建築確認審査の迅速化のための取組みや審査過程のマネジメントを行った結果、構造計算適合性判定を要する物件に係る確認所要期間の平均値については、目標とする 35 日以内を維持しています。今後もこれを維持していく必要があります。
- ・円滑な経済活動の実施と建築確認の実効性を確保するため、適確な建築確認審査を推進する必要があります。

イ 目標達成に向けた具体的な取組み

①建築確認審査の迅速化のための取組み

○確認申請受付時点でのチェックの徹底

- ・確認図書の受付の時点で、記載すべき事項が欠落、図書の整合性、法適合上問題ないこと等を、申請者等がチェックしているか確認します。

○審査方法の改善

- ・確認図書の受付後、意匠審査において斜線規制や容積率制限等について概ねの確認、図書相互の整合性を確認後、速やかに意匠・設備・構造審査を実施します。
- ・補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、建築確認手続き等の運用改善マニュアルによるものとします。

○審査体制の改善

- ・意匠審査、構造審査、設備審査を効率的に行うことができるよう、必要に応じて審査体制の充実について検討します。

○消防同意手続きとの並行審査の実施

- ・円滑な消防同意手続きのため、並行審査を実施するとともに、消防機関との十分な調整や情報交換を行います。

○構造計算適合性判定機関との連携

- ・構造計算適合性判定を要する建築物について、円滑かつ適確に確認審査を実施していくために、構造計算適合性判定機関との情報共有や連携を図ります。

○他行政庁との意見交換の実施

- ・神奈川県建築行政連絡協議会等の場で情報交換・意見交換を行うことにより、審査上の課題解決を図ります。

○その他確認審査手続きの迅速化のための取組の実施

- ・物件毎の審査の進捗状況を管理し、必要に応じて審査体制や審査方法の改善により審査期間の短縮を図ります。
- ・建築確認申請等事前審査制度等を活用し、建築確認の迅速化を図ります。

②適確な建築確認審査に向けた審査過程のマネジメント

○一般からの相談等を受け付ける窓口等の設置

- ・審査に係る相談等を受け付ける窓口を建築審査課に設置し、ホームページ等により周知を図ります。

○相談等を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、調査体制の整備

- ・寄せられた相談等については、建築審査課において定期的に整理し、実態を調査し、必要に応じて、バラツキ是正のための指導を行うものとします。

○審査技術向上に向けた取組

- ・喫緊の課題や法改正・条例改正等に伴う運用や審査方法について、建築主事及び審査担当者間で定期的な情報交換・意見交換を行い、円滑かつ適確な審査の実施に向けた調整を図ります。
- ・計画的に研修会等に参加するなど、審査担当者の審査技術の向上に努めます。

○その他審査のバラツキ是正のための取組

- ・日本建築行政会議や神奈川県建築行政連絡協議会等を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図ります。

○設計者等の適格性の確認

- ・建築行政共用データベースを活用し、申請書に記載の建築士免許登録内容等、設計者等の適格性の確認を行います。

ウ 成果指標・活動指標

指標	現状 (令和元年度)	目標値 (令和2~6年度)
確認所要期間 (構造計算適合性判定を要するもの)	35日以内	35日以内

エ 所管課

建築審査課

(2) 中間・完了検査の徹底と適正な工事監理の実施

目標

建築物等の中間・完了検査の適確な実施とともに、適正な工事監理を促します。

ア 現状と課題

- ・本市で指定する特定の構造・用途・規模の建築物については、施工中に中間検査が必要になります。また、すべての建築物について工事が完了した場合に、建築基準関係規定に適合しているかどうかについて完了検査が必要になります。
- ・建築物の安全性確保と違反建築物の発生を防止するために、中間検査及び完了検査による建築基準関係規定への適合の確保が重要です。一方で、検査を受検せず、安全性が明確でないまま使用されている建築物も依然として存在するため、中間検査及び完了検査を徹底していくことが必要です。
- ・また、建築物の安全性の確保及び質の向上のためには、建築工事の着手前に建築物の規模等に応じ選定された工事監理者により、適切な工事監理が行われることが重要なため、工事監理業務の適正化とその徹底が必要です。

イ 目標達成に向けた具体的な取組み

- ・本市建築主事の確認済証交付時に、建築主等へ以下のものを配布し、検査等についての周知を徹底します。
 - ①今後の検査等の諸手続きのお知らせ
 - ②中間検査の実施及び検査に要する報告書等に関するお知らせ（対象物件のみ）
 - ③計画建築物に応じ、工事監理者を定める必要がある旨のお知らせ
- ・検査未合格、未受験の物件に対し、法適合に向けた指導を行います。
- ・ホームページ等で、中間・完了検査の受検と工事監理者の立ち合いの必要性について、啓発活動を行います。
- ・建築確認申請書に工事監理者の記載を徹底させるとともに、建築行政共用データベースを活用し、監理者の適格性の確認を行います。

ウ 成果指標・活動指標

指標	現状 (令和元年度)	目標値 (令和2～6年度)
中間検査済証交付率 (検査済証交付数/対象建築物数)	95%以上	95%以上
完了検査済証交付率 (検査済証交付数/確認済証交付数)	95%以上	95%以上

エ 所管課

建築審査課、建築指導課

(3) 仮使用認定制度の適確な運用

目標

仮使用認定制度の適確な運用により、仮使用される建築物の安全確保を徹底します。

ア 現状と課題

- ・建築物は原則、完了検査後に使用開始となりますが、安全上、防火上及び避難上支障がないことが認められ、所要の手続きをした場合は、工事中の建築物の一部を使用することができます。
- ・仮使用については、特定行政庁のみがその承認をできる制度でしたが、平成 26 年度の建築基準法改正に伴い、仮使用部分と工事部分とが防火上有効に区画されている等、一定の基準に適合していると建築主事又は指定確認検査機関が認めた場合は、仮使用を行うことができるようになりました。このため、仮使用認定制度の適確な運用による建築物の安全確保の徹底が重要になっています。

イ 目標達成に向けた具体的な取組み

- ・仮使用認定に係る申請の手引きと、仮使用中の安全上の措置等に関する安全計画書をホームページ等で周知し、円滑で適確な認定制度の運用を推進します。
- ・消防機関と連携し、情報共有を行うとともに、消防同意に準じた審査・検査の実施により、仮使用中の建築物の安全確保を徹底します。
- ・仮使用中の建築物について、安全上、防火上支障がある場合には必要な是正指導を行います。

ウ 成果指標・活動指標

指標	現状 (令和元年度)	目標値 (令和 2~6 年度)
仮使用建築物に関する消防機関との連携、情報共有の実施	随時実施	随時実施

エ 所管課

建築指導課

(4) 建築確認申請等の電子化の推進

目標

建築確認手続き等の一層の効率化に向け、電子化への対応を進めます。

ア 現状と課題

- ・現在、建築設計の分野では、CAD が広く普及しており、また、近年では BIM（ビルディングインフォメーションモデリング）の活用事例も増えています。また、一部の指定確認検査機関では建築確認の電子申請等による建築確認が行われています。
- ・本市でも、指定確認検査機関からの建築確認審査等の報告に係る、一部、電子データでの提出に対応しており、概要書データなどのデータベース化などを効率的に、また安全に行うことが可能となっています。
- ・今後の社会ニーズや、社会構造の変化に対応した、建築確認手続き等の一層の効率化に向け、電子化などの新たな技術の導入を検討することが重要です。

イ 目標達成に向けた具体的な取組み

- ・指定確認検査機関に働きかけを行い、本市への建築確認審査等に係る報告の電子化を推進します。
- ・メール等を利用した事前相談等、可能な範囲で電子化に対応するとともに、建築確認等の電子申請の受付体制など電子化の拡充に向けた検討を進めていきます。

ウ 成果指標・活動指標

指標	現状 (令和元年度)	目標値 (令和2~6年度)
電子確認審査報告体制の推進	随時実施	随時実施
電子化拡充に向けた検討	随時実施	随時実施

エ 所管課

建築審査課、建築管理課

施策 2

指定確認検査機関への指導・監督の徹底

目標

指定確認検査機関における適確な建築物等の確認審査や検査の確保に向けた指導・監督を徹底します。

ア 現状と課題

- ・本市を業務区域とする指定確認検査機関の数の増加とともに、指定確認検査機関による建築確認の割合は約 99%（令和元年度末時点）となっています。
- ・指定確認検査機関との明確な役割分担のもと、建築確認検査の主要な役割を担う指定確認検査機関における適確な確認審査・検査を確保するため、国及び県と連携して、指定確認検査機関に対して適正に指導・監督していく必要があります。

イ 目標達成に向けた具体的な取組み

- ・指定確認検査機関に対し適宜、立入検査を実施します。
- ・指定確認検査機関による違法な建築確認に対し適宜、不適合通知処分を行います。

ウ 成果指標・活動指標

指標	現状 (令和元年度)	目標値 (令和 2～6 年度)
指定確認検査機関への 立入検査の実施	随時実施	随時実施

エ 所管課

建築指導課

施策 3

違反建築物への対策等の徹底

目標

違反建築物の未然防止と早期発見・早期是正を推進します。

ア 現状と課題

- ・近年、本市では簡易宿所火災で重大な人的被害が発生し、また、建築確認の手続きの不備や、防火避難規定に適合していない建築物が全国的に発覚するなどの建築基準法違反が顕在化しています。
- ・こうした状況を踏まえ、市民の生命・健康及び財産を保護するため、警察、消防、福祉等の関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに違反建築物対策を計画的に推進していく必要があります。
- ・違反建築物の未然防止と早期発見・早期是正のための取組を充実させるとともに、悪質な違反等に対しては、行政処分等を踏まえた適正な違反対策を進める必要があります。

イ 目標達成に向けた具体的な取組み

- ・建築中及び完了検査未了の建築物等を対象とした違反建築物防止パトロールの実施により、違反建築物の未然防止と早期発見に努めます。
- ・消防局や健康福祉局等の本市関連部局との連携体制を確保し、定期的な情報共有、調整を行うとともに、実務者の育成を目的とした研修会の実施により違反建築物防止策を推進します。
- ・悪質な違反者や周辺に悪影響を及ぼす違反建築物の所有者等に対し、是正指導の徹底、適正な行政処分を行います。
- ・違反防止パトロールの結果等を、ホームページ等で公表するとともに、関係団体に違反建築物の未然防止に関するポスター掲示を依頼する等、違反建築物防止に関して広く周知を図ります。

ウ 成果指標・活動指標

指標	現状 (令和元年度)	目標値 (令和2～6年度)
違反建築物防止パトロール	2回/月以上	2回/月以上

エ 所管課

建築指導課

施策 4

建築物等の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

目標

建築物及び建築設備の定期報告が徹底されることにより、建築物等の適切な維持管理と、安全性の確保を推進します。

ア 現状と課題

- ・建築物や昇降機など建築設備の適切な維持管理は、建築物等の安全性の確保だけでなく、良好なストックの形成につながります。
- ・また、建築物等の所有者や管理者には、それらを適切に維持管理する義務があり、なかでも一定規模以上の建築物等については、定期的に維持管理の状況を調査し、特定行政庁に報告する必要がありますが、所有者等の定期報告制度に関する理解は十分とはいえない状況にあります。
- ・定期報告制度の適確な運用により、建築物等の安全性の確保を促進する必要があり、また、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用していく必要があります。

イ 目標達成に向けた具体的な取組み

- ・建築物等の所有者や管理者に対し、定期報告制度の周知を図ります。
- ・定期報告が未提出となっている建築物等の所有者や管理者に対し、提出通知や督促通知の送付を行います。
- ・必要に応じて、立入調査などで現地確認を行い、報告の徹底を図ります。
- ・消防機関等と連携し、建物所有者等を対象とした講習会を実施します。
- ・定期報告制度の適確な運用のため、対象建築物のデータベースの整備を進めます。

ウ 成果指標・活動指標

指標	現状 (令和元年度)	目標値 (令和2～6年度)
督促通知の送付	随時実施	随時実施

エ 所管課

建築指導課

(2) 民間建築物の耐震化等の促進

目標

建築物の安全性の確保につながる取組の推進により、地震時の建築物の倒壊等による人的被害の軽減に努めます。

ア 現状と課題

- ・民間建築物の地震被害を軽減するためには、所有者等が自らの責任において安全性を確保していくことが必要であり、耐震化の必要性など、建築物の安全性の確保に関する理解を深めるための効果的な意識啓発が必要です。
- ・本市では、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）等を踏まえ、「川崎市耐震改修促進計画」を策定し、助成制度の整備等の建築物の耐震化を推進する取組を進めています。
- ・東日本大震災でのホール天井の落下や、大阪北部地震でのコンクリートブロック塀の倒壊などで人的被害が発生しており、建築物本体だけでなく、部材や設備、工作物についても地震時の安全対策が重要です。

イ 目標達成に向けた具体的な取組み

- ・定期報告の窓口や所有者への案内送付に併せて、耐震改修促進計画に基づく助成制度等の案内資料を配布するなど、建築物等の耐震化や安全確保の必要性に関する周知等を行います。
- ・民間の既存建築物の耐震改修の促進に向け、認定所管部署と連携し、安全性の確保や建築基準法の適合に関して情報共有・調整を図っていきます。
- ・助成制度の活用と制度周知により、所有者の費用負担の軽減を図りながら、安全性の確保が確認できない既存ブロック塀等の撤去・改修を促進していきます。

ウ 成果指標・活動指標

指標	現状 (令和元年度)	目標値 (令和 2~6 年度)
建築物等の安全性確保 に関する周知	随時実施	随時実施
既存ブロック塀等の 撤去・改修助成制度の周知	随時実施	随時実施

エ 所管課

建築指導課、建築審査課

(3) 民間建築物のアスベスト対策の推進

目標

民間建築物のアスベスト対策の推進により、アスベストの飛散による健康被害の予防に努めます。

ア 現状と課題

- ・アスベスト含有調査及び除去等の工事に対する助成制度により、民間建築物の改修促進をはじめとしたアスベスト対策に取り組んでいます。
- ・アスベスト対策の喫緊性に鑑み、アスベストを有するおそれのある建築物に係るデータベースの活用と、アスベスト対策の周知徹底が重要です。

イ 目標達成に向けた具体的な取組み

- ・「民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助制度要綱」に基づき、建物所有者等への助成制度を活用し、アスベストの含有調査及び除去等の対策を進めます。
- ・民間建築物のアスベスト対策に係る建築物データベースを基に、対象の建物所有者等に助成制度に関するダイレクトメールの送付等、効果的なアスベスト対策を推進します。
- ・「川崎市アスベスト対策会議」などで、本市関連部局との情報共有及び連絡調整を進めます。
- ・ホームページでの案内や、定期報告制度の案内送付時等様々な機会を捉えて、アスベスト対策の必要性に関する周知を行います。

ウ 成果指標・活動指標

指標	現状 (令和元年度)	目標値 (令和2～6年度)
民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助(含有調査)	9件/年	15件/年

エ 所管課

建築指導課

(4) 既存ストックの安全性の向上と有効活用

目標

既存建築物の安全性の向上につながる取組を推進するとともに、既存建築ストックの有効活用の促進に向けた取組を検討していきます。

ア 現状と課題

- ・既存の建築物には、法改正に伴い現行の基準に適合しない既存不適格建築物となってしまったことにより、耐震性や防火上に課題があるものが存在しています。
- ・また、建築確認に関する図書を紛失している場合や完了検査を受けていない既存建築物については、安全性の確認が困難なために、増築や用途変更などが難しく、有効活用が図りづらいものもあります。
- ・有効活用が難しいため、売買などが困難なことで空き家となり、維持管理が適切にされず、周囲に悪影響を及ぼしてしまうことも考えられます。

イ 目標達成に向けた具体的な取組み

- ・建築物の所有者等に対し、既存不適格建築物における危険性や、現行基準に適合させることによる安全性向上の必要性についての周知の取組を進めます。
- ・建築確認図書や検査済証等の保存の重要性について、ホームページ等で広く周知します。
- ・既存建築物の利活用の促進に向け、神奈川県行政連絡会議で定めた、「検査済証等の交付を受けていない建築物の増築等のための適法性の判断に関する取扱い要領」を関係団体や建築士等へ周知します。

ウ 成果指標・活動指標

指標	現状 (令和元年度)	目標値 (令和2~6年度)
既存不適格建築物の安全性の向上と 建築確認図書等の保存の重要性の周知	随時実施	随時実施

エ 所管課

建築指導課、建築審査課

施策 5

事故・災害発生時の迅速な対応の推進

(1) 事故対応

目標

事故発生時の迅速な対応体制を整備するとともに、事故発生を防止する取組を推進します。

ア 現状と課題

- ・本市での簡易宿所をはじめとした火災や、昇降機及び遊戯施設に係る事故などにより重大な人的被害が発生しています。
- ・事故発生時には、被害の拡大を防止するためにも、警察や消防など関係機関と連携し、情報収集や協力要請を迅速かつ適格に行うことが可能な体制づくりが必要です。
- ・こういった事故を防止するため、建築物の所有者や管理者に対し、建築物の適正な管理に関する周知、指導を行うことが重要です。

イ 目標達成に向けた具体的な取組み

- ・事故発生情報の迅速な把握と、円滑な事故調査を実施するため、警察、消防等の関係機関との連携体制の整備を推進します。
- ・類似事故の発生を防止するため、関係機関と連携した立入調査や、建物所有者等に対して注意喚起や指導を実施します。また、調査結果について、国、県への情報提供を迅速に行います。

ウ 成果指標・活動指標

指標	現状 (令和元年度)	目標値 (令和2~6年度)
関係機関と連携した 立入調査の実施	随時実施	随時実施

エ 所管課

建築指導課、その他関係各課

(2) 災害対応

目標

大地震等災害に対する即応体制を強化します。

ア 現状と課題

- ・地震や風水害等、大規模災害が発生した際には、迅速かつ適確な対応が重要であり、特に大地震時には二次被害を防止するため、早急に応急危険度判定活動が実施できる体制を整備しておく必要があります。
- ・神奈川県下における被災建築物応急危険度判定士の登録人数は、目標数を確保していますが、今後、登録者の高齢化等の問題が懸念されることから、継続的な人員の確保や、登録情報の更新等、応急危険度判定活動の実行体制の担保が課題となっています。
- ・令和元年度台風 19 号により、本市でも大きな被害が発生するなど、近年は、台風等の大雨による、洪水や土砂災害発生への懸念も大きくなっています。

イ 目標達成に向けた具体的な取組み

- ・庁内関係機関及び近隣行政庁、関係団体と災害発生時に情報共有、連携できる体制整備を推進します。
- ・職員の判定士登録の促進とともに、神奈川県建築物震後対策推進協議会の活動を通じて、被災建築物応急危険度判定士の講習会等や制度の周知等、判定士の安定確保に向けた取組を推進します。
- ・応急危険度判定活動のより詳細な行動計画を策定するため、局内関係課と調整を進めます。
- ・建築物応急危険度判定実施本部及び判定活動拠点でのコーディネーター業務を想定したシナリオ演習を、近隣行政庁と連携して実施します。
- ・風水害による被災建築物等の復旧に対応するため、建築確認申請等の手数料免除など迅速な災害対応に必要な取組を進めます。

ウ 成果指標・活動指標

指標	現状 (令和元年度)	目標値 (令和 2~6 年度)
建築物応急危険度判定 コーディネーター業務 シナリオ演習の実施	1 回/年	1 回/年

エ 所管課

建築管理課、その他関係各課

施策 6

執行業務体制の整備

(1) 内部組織の執行体制

目標

職員の技術力の向上と効率的・効果的な執行業務体制の構築を推進します。

ア 現状と課題

- ・社会状況の変化や市民ニーズの多様化等、建築行政をとりまく状況が変化する中で、本市の建築行政に求められる役割、業務も変化・多様化しており、職員にはこれに対応する高い能力が求められています。
- ・本市においては、近年、指定確認検査機関による建築確認の割合が99%を超えており、職員の建築確認・検査業務の機会が減少している状況にあり、職員の技術力の維持・向上が課題となっています。
- ・今後も安定的な建築行政業務の執行体制を維持するため、一級建築士及び建築基準適合判定資格者の確保が課題となっています。
- ・法改正や建築行政をとりまく状況の変化に的確に対応するために、業務の効率化や人員配置等、より効率的・効果的な建築行政業務の執行体制を継続的に検討していく必要があります。

イ 目標達成に向けた具体的な取組み

- ・職員の人材育成、技術力向上を目的に、研修会・勉強会等を継続的に企画・実施するとともに、外部研修会等への積極的な参加を支援します。
- ・指定確認検査機関との相互協力による派遣研修等の実施により、職員の技術力の維持・向上を図ります。
- ・建築基準適合判定資格について、講習会や研修会の情報提供をはじめとして、職員の資格取得を支援します。
- ・指導部業務検討委員会において、業務効率化の効果等を継続的に検証し、さらなる効率的・効果的な建築行政業務執行体制の構築に向けた検討を進めます。

ウ 成果指標・活動指標

指標	現状 (令和元年度)	目標値 (令和2~6年度)
技術力向上・人材育成 を目的とした研修等の実施	随時実施	随時実施
業務執行体制の検討	随時実施	随時実施

エ 所管課

建築管理課、その他関係各課

(2) 関係機関等との連携体制の強化

目標

関係機関や本市関連部局等との連携体制を強化します。

ア 現状と課題

- ・神奈川県建築行政連絡協議会等を通じて、県下特定行政庁や指定確認検査機関等との情報共有や連携を図っています。
- ・建築物の安全性確保などに対する社会的要請の高まりや、建築行政の対象範囲の多様化など、建築行政を取り巻く状況が大きく変化しているなか、関係機関や本市関連部局などとの情報共有や連携がさらに重要になっています。

イ 目標達成に向けた具体的な取組み

- ・神奈川県建築行政連絡協議会等を通じて、他特定行政庁や指定確認検査機関との情報共有や連携を推進します。
- ・関係法令を所管する庁内関連部署との情報共有や連携を推進します。

ウ 成果指標・活動指標

指標	現状 (令和元年度)	目標値 (令和2～6年度)
関係機関や本市関連部局等との 情報共有や連携	随時実施	随時実施

エ 所管課

建築管理課、その他関係各課

(3) データベースの整備・活用

目標

建築物等に係るデータベースを整備し、総合的に活用できるシステム整備を推進します。

ア 現状と課題

- ・適確な建築行政を推進するためには、建築確認・検査等の建築物に係る情報を把握することが重要であり、情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備が必要です。
- ・本市では、建築行政共用データベースシステムや川崎市統合型地図情報システム（GIS）等を利用して、建築確認・検査等の建築物に係る情報の各種データベースの整備を行っていますが、各担当業務で整備されたデータベースの一元化により、総合的に活用できるシステム整備の推進も重要となっています。

イ 目標達成に向けた具体的な取組み

- ・担当業務ごとに保有する台帳等のデータベース化を進めるとともに、データの更新等の維持管理を適切に行っていきます。
- ・道路種別をホームページで公開するなど、円滑な業務推進に向けて、川崎市統合型地図情報システム（GIS）の有効活用を推進します。
- ・建築行政に関連する各種データベースを連携し、情報の一元化を進めることで、総合的に活用できるシステムの構築と、データ活用による、課題解決に向けた施策検討を進めます。

ウ 成果指標・活動指標

指標	現状 (令和元年度)	目標値 (令和2～6年度)
各種情報のデータベースの 整備・更新	随時実施	随時実施
総合的に活用できるシステムの 検討・整備	随時実施	随時実施

エ 所管課

建築管理課、その他関係各課

令和2年7月

【問い合わせ先】

川崎市まちづくり局指導部建築管理課

TEL 044-200-3018

FAX 044-200-3089

E-mail 50kekan@city.kawasaki.jp

※：目標達成状況の検証と記載内容の見直しを行い、所要の整備等の必要な改訂を行いました。（令和5年3月）